

新一年生「入会児童室」利用までの流れ(概要版)

守口市役所 子育て支援政策課へ

もりぐち児童クラブ「入会児童室」利用申請書及び添付書類※を提出する。

添付書類

- ・各保護者分の就労証明書等(入会審査に係る書類)
- ・口座振替依頼書の控えのコピー *申請時までに指定の金融機関にて手続が必要です。

申請期間:令和6年12月2日(月)から令和7年1月10日(金)まで

※申請期間を過ぎた場合は、審査及び選考を行わないため、原則利用できません。



守口市から入会決定のお知らせが送付される【令和7年2月上旬頃】



各入会児童室にて面談を行う【令和7年2月22日(土)】

*新入生の面談を、各入会児童室にて一斉に行います。詳細は入会決定のお知らせに同封いたします。

【問い合わせ先】

クラブ名	電話番号	クラブ名	電話番号
守口	080-5428-3819	八雲東	6909-3252
庭窪	6901-2373	佐太	6902-1172
八雲	6991-2491	よつば	6901-5753
錦	6998-3668	さつき	6991-0468
金田	6901-7667	さくら	6992-6553
梶	6902-8307	寺方南	6991-0643
藤田	6903-2329		



令和7年4月1日より利用開始